

## 三重県上野市国有林開発問題 野鳥誌掲載記事

三重県の国有林開発に要望書を提出

(No.664 2003年5月号 p.38)

---

### ● <活動>

三重県の国有林開発に要望書を提出 (No.664 2003年5月号 p.38)

三重県上野市法花の引台国有林内で民間業者が進めている粘土採掘事業について、本会は3月11日付で、「三重県上野市の引台国有林における希少猛禽類の保護について（要望書）」を林野庁近畿中国森林管理局、環境省自然環境局、および三重県知事あてに提出しました。

当該地域は、伊賀地方最大の湿原（法花湿原）の水源地域にあたり、湿原特有の植生や両生類も多く、オオタカなど希少猛禽類はじめ多くの生きものを育む質の高い樹林地です。採掘事業者は50年以上前に採掘権を設定しており、2002年1月に林野庁は、水土保持林から資源の循環利用林への用途変更と国有林貸与を決定して、すでに伐採が始まっています。その決定の際の猛禽類調査が不十分と考えられたこと、また地元住民の理解も得られていないことから、本会三重県支部は、2月12日、環境省のマニュアル『猛禽類保護の進め方』に沿った調査を行うよう近畿中国森林管理局三重森林管理署に抗議文を提出しました。これに対し同管理署からは、事業者がまとめた「自然環境保全対策検討報告書」に従った対策を遵守すれば問題はないとの回答でした。そこで本会が、情報公開法に基づいて部分公開された同報告書を閲覧したところ、猛禽類の調査や検討がやはり十分とはいえず、適切な自然環境保全対策が取られるとは言い難いことがわかりました。本会の要望の内容は以下の2点です。

- 一、生息が確認されているオオタカ等希少猛禽類については、『猛禽類保護の進め方』を尊重し、必要な生息調査および対策の検討を、猛禽類および鳥類生態学の研究者の参画のもとで実施し、適切な自然環境保全対策が取られるまで、事業を凍結すべきである。
- 二、地元住民への十分な説明を行い、同意を重視するよう指導すべきである。

今後も支部と協力し事態を監視していく考えです。

(自然保護室)